

令和8年度 商工会等職員（東京都商工会連合会等経験者）募集要領

1 募集内容、採用予定人数

（1）募集する職種

都内27商工会及び東京都商工会連合会において事務局長、経営指導員、記帳相談員、業務支援員又は一般職員

（2）募集する職層

事務局長、課長、課長補佐、係長、主事又は一般職員

（3）採用予定人数

若干名

（4）配属予定先

都内27商工会及び東京都商工会連合会

※採用される職により配属予定先が限定されます。

2 受験資格

次の①または②のいずれか及び③④のすべての要件を満たす者

- ① 東京都商工会連合会の正規職員として採用され、都内商工会等において上記1（2）の職で勤務した年数が1年以上あること
- ② 島しょ地域商工会（大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、小笠原村の各商工会）の正規職員として採用され、上記1（2）の職として勤務した年数が1年以上あること
- ③ 昭和41年4月2日以降（年齢満60歳未満）に生まれた者
- ④ 申込日現在、都内商工会又は東京都商工会連合会の職員でない者

3 選考方法

（1）選考内容

一次選考 書類選考

二次選考 一次選考合格者に対して面接を実施

（2）選考実施時期

随時実施

※応募を希望する者は、選考の実施の有無について下記問い合わせ先にご連絡ください（欠員状況により、選考を実施しない場合があります。）。応募受付後、実施日程をお送りします。

(3) 採用時期

随時、ただし原則各月 1 日とする。

(4) 任用する職

商工会等の退職時に任用されていた職及び職層以下で任用する。

4 受験手続

申込方法

(1) 受付期間

随時受付

(2) 提出書類

①提出書類

ア. 東京都商工会連合会所定の履歴書 (写真貼付)

イ. 普通自動車免許の写し

ウ. 簿記 3 級以上の合格証書の写し

②提出方法

ア. 郵送又は、持参により提出

【提出時期は、直接東京都商工会連合会にお問い合わせください。】

イ. 提出書類について、履歴書は所定のもの、その他書類の書式は問わない。

(履歴書は東京都商工会連合会のホームページよりダウンロードしてください。)

ウ. 提出書類の作成にあたり、パソコン・ワープロ等の使用可

(3) 申込先

東京都商工会連合会 総務課

〒 196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1

電話 042-500-1143

E-mail saiyou@syokokai-tokyo.or.jp

※申し込み後、応募者のメールアドレスに選考の実施、一次選考の可否等を連絡いたします。

5 合否の通知

選考の合否は、選考終了の都度お知らせします。

なお、応募から採用までは概ね 3 か月以上を見込んでください。

※上記は参考の日程になります。実際の期間は前後する場合がありますのでご了承ください。

6 主な勤務条件等

(1) 給与

給料月額は、東京都商工会連合会又は島しょ地域各商工会を退職した時点における職級を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

注1：60歳に達した年度の3月31日に定年退職となります。なお、再雇用職員に申し込むことができます。

注2：上記のほか、調整手当、住居手当（要件あり）、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務時間

8時30分～17時00分または9時00分～17時30分（勤務場所による）

(3) 休日

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 休暇

1年間に20日（採用された年については、採用年月日に応じた日数）の有給休暇、夏季休暇（5日）、慶弔休暇等（各商工会・東京都商工会連合会の服務規程による）、育児・介護休暇等

(5) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険等に参加

(6) 昇任

昇任選考の在職期間の計算に当たっては、原則として、かつて商工会等職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算する（停職期間等は加算されない。）。

ただし、採用初年度及び試用期間中は選考を受験することはできません。

7. その他

(1) 応募書類並びに応募者の個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外には使用しません。

また、応募書類の返却はいたしません。

(2) 合格した者について、後日履歴書の不実記載、その他職員として以下に掲げる適格性に欠ける事実が判明した場合は、合格を取り消します。

ア 入職日までに健康状態が採用内定日より低下し、勤務に耐えられないと本会が判断したとき

イ 履歴書等の提出書類の記載事項に偽りがあったとき

ウ 採用内定後に犯罪、その他社会的に不名誉な行為を行ったとき、または採用選考時に過去の行為を秘匿していたことが判明したとき

エ その他前各号に準じる、またはやむを得ない事由があるとき

8. 問い合わせ先

東京都商工会連合会 総務課 大口・清水

〒 196-0033 東京都昭島市東町 3-6-1 電話 042-500-1143